

議案参考資料（その2）

- 一般職の職員の給与に関する条例及び市長及び副市長の給与に関する条例
の改正概要（第113号議案関係）……………（1）
- 一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）（第11
3号議案関係）……………（2）
- 一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第2条関係）（第11
3号議案関係）……………（4）
- 市長及び副市長の給与に関する条例（新旧対照表）（第3条関係）（第1
13号議案関係）……………（10）
- 市長及び副市長の給与に関する条例（新旧対照表）（第4条関係）（第1
13号議案関係）……………（11）
- 大村市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（新旧対照表）（附
則第4条関係）（第113号議案関係）……………（12）
- 大村市職員の育児休業等に関する条例（新旧対照表）（附則第5条関係）
（第113号議案関係）……………（13）

一般職の職員の給与に関する条例及び市長及び副市長の給与に関する条例
の改正概要（第113号議案関係）

1 給与改定内容

国家公務員等の例により、次のとおり給与改定を行う。

(1) 月例給

若年層に重点を置いて給料表の改定（平均0.2%の増）を行う。

(2) 期末勤勉手当

支給月数を次のとおり改定する。

			6月期	12月期	合計
一般職	H29	期末	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）	4.40月（現行4.30月）
		勤勉	0.85月（支給済み）	0.95月（現行0.85月）	
	H30以降	期末	1.225月	1.375月	4.40月
		勤勉	0.90月	0.90月	
特別職	H29	期末	1.55月（支給済み）	1.75月（現行1.70月）	3.30月（現行3.25月）
	H30以降	期末	1.575月	1.725月	3.30月
再任用	H29	期末	0.65月（支給済み）	0.80月（改定なし）	2.30月（現行2.25月）
		勤勉	0.40月（支給済み）	0.45月（現行0.40月）	
	H30以降	期末	0.65月	0.80月	2.30月
		勤勉	0.425月	0.425月	

2 実施時期

(1) 月例給 平成29年4月1日

(2) 期末勤勉手当 平成29年12月期

一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第20項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第20項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

(2)

改正後

附 則

1～22 略

23 附則第20項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第20項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額、6月に支給する場合には100分の1.275、12月に支給する場合には100分の1.425を乗じて得た額（最低号給に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは100分の85、12月に支給するときは100分の95を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

改正前

附 則

1～22 略

23 附則第20項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第20項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の85を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第20条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第24条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6か月 100分の100</p> <p>(2) 5か月以上6か月未満 100分の80</p> <p>(3) 3か月以上5か月未満 100分の60</p> <p>(4) 3か月未満 100分の30</p> <p>3 略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第20条の3まで及び附則第20項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第24条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第20項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 略</p>

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>附 則 1～19 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第20項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>附 則 1～19 略</p>

改正後	改正前
	<p>20 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</p> <p>(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第22項及び第23項において「最低号給に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第22項において「給料月額減額基礎額」という。））</p> <p>(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）</p> <p>(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号</p>

改正後

改正前

列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の1.5を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額（第21条第4項において準用する第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の1.5を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第23項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第21条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額（同条第4項において準用する第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の1.5を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第23項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第21条第2項前段に規定する割合を乗

改正後	改正前								
	<p>じて得た額)</p> <p>(5) 第24条第1項から第6項までの規定により支給される給与当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 第24条第1項 前各号に定める額</p> <p>イ 第24条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額</p> <p>ウ 第24条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額</p> <p>エ 第24条第5項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額</p> <p>オ 第24条第6項 前号に定める額</p> <table border="1" data-bbox="1220 836 2116 1018"> <thead> <tr> <th>給料表</th> <th>職務の級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政職給料表</td> <td>6級</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(2)</td> <td>6級</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(3)</td> <td>6級</td> </tr> </tbody> </table> <p>21 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>22 附則第20項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第12条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第16条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に18を乗じたものを減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの</p>	給料表	職務の級	行政職給料表	6級	医療職給料表(2)	6級	医療職給料表(3)	6級
給料表	職務の級								
行政職給料表	6級								
医療職給料表(2)	6級								
医療職給料表(3)	6級								

改正後	改正前
	<p>勤務時間に5.2を乗じたものから7時間45分に1.8を乗じたものを減じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。</p> <p>2.3 附則第2.0項の規定が適用される間、第2.1条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第2.0項の規定により給与が減せられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合には100分の1.275、12月に支給する場合には100分の1.425を乗じて得た額(最低号給に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは100分の85、12月に支給するときは100分の95を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。</p>

市長及び副市長の給与に関する条例（新旧対照表）（第3条関係）

改正後	改正前
<p>第4条の2 市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の175」とし、同条第4項の期末手当基礎額については、給料月額に100分の115を乗じて得た額とする。</p>	<p>第4条の2 市長等の期末手当の支給は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とし、同条第4項の期末手当基礎額については、給料月額に100分の115を乗じて得た額とする。</p>

市長及び副市長の給与に関する条例（新旧対照表）（第4条関係）

改正後	改正前
<p>第4条の2 市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の172.5」とし、同条第4項の期末手当基礎額については、給料月額に100分の115を乗じて得た額とする。</p>	<p>第4条の2 市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の175」とし、同条第4項の期末手当基礎額については、給料月額に100分の115を乗じて得た額とする。</p>

大村市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（新旧対照表）（附則第4条関係）

改正後	改正前
<p>附 則 1・2 略</p>	<p>附 則 1・2 略 （一般職の職員の給与に関する条例附則第20項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え） 3 一般職の職員の給与に関する条例附則第20項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第14条第3項の規定の適用については、同項中「第16条」とあるのは、「附則第22項」とする。</p>

大村市職員の育児休業等に関する条例（新旧対照表）（附則第5条関係）

改正後	改正前
<p>附 則 1～4 略</p>	<p>附 則 1～4 略</p> <p>（給与条例附則第20項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え）</p> <p>5 育児短時間勤務職員に対する一般職の職員の給与に関する条例附則第20項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に大村市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和26年大村市条例第53号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号及び第4号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。</p> <p>6 育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員が一般職の職員の給与に関する条例附則第20項の規定により給与が減ぜられて支給される場合における同条の規定の適用については、同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び大村市職員の育児休業等に関する条例（平成4年大村市条例第11号）附則第5項」とする。</p> <p>7 任期付短時間勤務職員に対する一般職の職員の給与に関する条例附則第20項第1号の規定の適用については、同号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に大村市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除し</p>

改正後	改正前
	<p>て得た数（以下この号において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。</p> <p>8 一般職の職員の給与に関する条例附則第20項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第23条の規定の適用については、同条中「第16条」とあるのは、「附則第22項」とする。</p>